

警察署及び指定自動車教習所における免許試験実施日等

試験区分		実施日	受付時間	実施場所
学科試験	小特及び原付	住所地を管轄する警察署長(以下「警察署長」という。)が指定する日(大分市内の警察署を除く。)	警察署長が指定する時間(大分市内の警察署を除く。)	住所地を管轄する警察署(以下「警察署」という。大分市内の警察署を除く。)
	仮運転免許	指定自動車教習所管理者が指定する日(入所中の者に限る。)		指定自動車教習所(入所中の者に限る。)
有効期間の期限切れ(再取得)(小特及び原付に限る。)		警察署長が指定する日(大分市内の警察署を除く。)	警察署長が指定する時間(大分市内の警察署を除く。)	警察署(大分市内の警察署を除く。)

備考1 警察署には、杵築及び津久見幹部交番を含みます。

2 警察署における試験実施日等は、各警察署にお問い合わせください。